

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2013.5. Vol.39

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『借入金調査、法人の清算を伴う遺産整理業務』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『法人の清算手続きの流れ』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



上井草の法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

ここ数ヶ月間、数十万円する業務ソフトを思い切って2本導入するなど、業務の効率化を進めています。

当事務所のような典型的な労働集約型の個人事務所では、顧客価値を高めるための“知恵やアイデアを生み出す時間”の確保が重要なため、単純な作業時間は極力短縮したいもの。

今月末には、ようやく満足のいく性能を持つオフィス専用複合機の導入にこぎつけました。

経営が軌道に乗ったからと言って慢心せず、これからも積極的に業務効率化に向けて投資していきたいと思います。

★ぜひ営業店の皆様でご利用ください。

<サポート事例>

『借入金調査、法人の清算を伴う遺産整理業務』

法人で輸入雑貨卸業を営んでいたご主人が急逝し、相続手続きでお困りになっていたご家族からのご依頼でした。残された財産は、ご主人名義の区分所有マンションと自家用車。ただし、生前の事業に関わる借入金がどのくらいあるのか不明とのことでした。

当事務所ではまず、相続放棄の期限に気をつけながら、遺産内容の調査業務に着手。個人の借入金については、信用情報機関に開示請求を行い、クレジットカード系や消費者金融系の借入れ状況を確認。また残された通帳を手がかりに複数の取引金融機関の借入・預金状況を調査しました。

その結果、相続放棄は不要との判断のもと、借

入金の返済と預金の解約を進めると同時に、ご長男の知り合いの司法書士と連携し、マンションの相続登記を行いました。続いて、法人の顧問税理士とも連携し、法人の清算手続きまでをサポートさせていただきました。

<信用金庫職員様の声>

■「息子さんと信頼関係を築いて下さっていたので、安心しました」(中野区 信用金庫 次長 T.H様 41歳)

——お客様からご相談を受けた経緯についてお聞かせください。

元々は融資の話から始まった案件でした。正常

つづき↓

＜サポート事例＞

先だったお客様の返済が突然が遅れたので、「どうされましたか」と電話したところ、奥様からご主人が亡くなった旨お聞きしました。その後、息子さんが相続の手続きで来店されたので、「手続きをお願いする専門家を探していたら、いつでも言って下さい。もし良かったら、話だけでも聞いてみては」と銚立先生のことを話したら、息子さんも会ってみたいということでしたので、急遽先生に電話し、その足で事務所に行って面談してもらうことになりました。

—なぜ当事務所を活用しようと思ったのですか？

まず第一に、融資のことだけではなく、「相続」のことですので、残されたご家族のことを考えると、できるだけ早く悩みを取り除いてあげたいと

考えました。時間を置いてしまうと、信頼関係も薄まってしまいます。その点、銚立先生は受け入れ体制をすぐにとってくれるし、アドバイスの確にしていただけると思いました。

—実際に当事務所の機能をご活用されてみていかがでしたか？

お客様も感謝して下さっています。特に息子さんと信頼関係を築いて下さっていたので、安心しました。自分たちにも相続の知識はありますけれど、間違ったアドバイスをしてしまったら問題になってしまいます。やはり専門家に間に入ってもらわないと。結果的に、融資の返済もスムーズにいきました。わだかまりのないのが一番ですね。助かりました。

＜相談業務引き出しメモ＞

『法人の清算手続きの流れ』

債権者の存在が想定される法人の清算を行う場合の手続き流れは、以下ようになります。

1. 株主総会による解散決議及び清算人の選任
2. 解散公告（官報）、知っている債権者に対する債権申出の通知・催告（解散決議から2ヶ月以上の期間）
3. 会社解散登記及び清算人選任登記
4. 株主への解散通知と、税務署への会社解散届の提出
5. 税務署に解散確定申告書を提出

6. 債権申出期間の満了、残余財産の確定
債務額が確定したら、会社の解散時の財産を債務の弁済にあてます。そして、残余財産を株主に分配します。

7. 株主総会の承認

清算事務及び決算報告書を作成し（清算終了）、株主総会の承認を得ます。

8. 清算終了登記

9. 税務署に清算終了届を提出

10. 税務署に清算確定申告書を提出

上記1から10までの手続期間は、約3ヶ月間となります。

＜編集後記＞

業務効率化の一環で最近検討を始めているのが、車の導入。今は都内ならたいいバイク（スーパーカブ 110cc）で移動していますが、複数のクライアントに立ち寄る際など大量の書類を持ち運ぶときや、都下や近隣県への移動など、車があったら便利と感じる場面が増えてきました。せっかく買うなら、業務効率化だけでなく、モチベーションも上がるような素敵な車を選びたいものです。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一郎事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

Change&Revival 株式会社

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立 事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』

無料進呈中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。